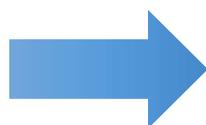


総社市空き家バンクシステム 「そうじゃ空き家百選」

空き家を売買・賃貸したい
所有者、または管理者



登録



そうじゃ空き家百選とは
【空き家の利活用と定住促進を支援】



HPによる公開
問い合わせ対応



交渉・契約

※市は売買・賃貸借の仲介にあたる行為は行いません。

空き家を探している方、物件情報はこちらから

そうじゃ空き家百選



住まいる岡山



LIFULL HOME'S



アットホーム



問い合わせ先 : 総社市役所総合政策部人口増推進課
TEL 0866-92-8308 FAX 0866-92-8216
Eメール jinkou-up@city.soja.okayama.jp



そうじゃ空き家百選登録制度の流れ (空き家所有者向け)



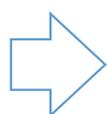
○「そうじゃ空き家百選」は、申請により登録された空き家と空き家利用を希望している方とのマッチングを行う制度です。

○物件の売買・賃貸借に関する契約は、岡山県宅建協会または岡山県不動産協会の登録事業者に仲介していただきます。



定住空き家百選登録申請書の提出

ワンストップ



市で物件を登録し、岡山県不動産サポートセンター(※1)が不動産取引希望業者を募集(※2)



不動産取引希望業者による下見会の開催
物件所有者による取引業者の選定



空き家利用申込者からの問い合わせ
売買, 賃貸借の交渉・契約(※3)

取引成立!

※1 岡山県不動産サポートセンターは岡山県宅建協会と岡山県不動産協会が運営している協議会です。

※2 業者から取引希望がなかった物件は、市が空き家利用希望者からの問い合わせ、情報提供などのサポートをします。

※3 取引業者の仲介には成約時、法律等で定められた仲介手数料が必要となります。